

○へき地手当に準ずる手当

・概要

(1) へき地手当に準ずる手当は、へき地学校、へき地学校に準ずる学校及び特別の地域に所在する指定の学校（共同調理場を含む）に採用、異動又は当該学校等の移転があった職員のうち、異動又は移転に伴って住居を移転した者に、当該異動の日から3年以内の期間（異動等の日から起算して3年を経過する際、引き続きへき地学校に勤務する場合は、さらに3年以内の期間）支給される。

(2) 支給額は、給料の月額（給料の調整額を含む）＋教職員調整額＋扶養手当の合計額を基礎とし、次の支給割合を乗じて得た額である。

異動又は学校等の移転の日から5年間	4／100
異動又は学校等の移転の日から5年を経過した後	2／100

(3) 当月分をその月の給料の支給日に支給する

月の途中において下記のいずれかに該当する場合は、給料の日割計算により支給される。

- ① 休職、停職、専従休職、育児休業、大学院修学休業、派遣及び自己啓発等休業、配偶者同行休業となった場合
- ② ①から職務に復帰した場合

(4) へき地手当に準ずる手当を受けていた職員が更に住居を移転することにより、支給要件を欠くこととなる場合がある。「へき地手当に準ずる手当の支給に関する運用基準について（平成5年10月19日 5教総第544号 県教育長通知）参照」この場合は、住居の移転の日の前日の属する月をもって支給を終わる。

・関係法令等

- (1) へき地教育振興法 第5条の3
- (2) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条の5
- (3) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 第4条
- (4) へき地手当の支給について

以下余白